



伊万里市告示第16号

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第39条第5項第2号に規定する物件  
及び当該物件に係る同項に規定する区域を次のように指定し、令和5年4月1日から施行  
する。

指定した区域を表示した図面は、伊万里市建設農林水産部農山漁村整備課に備え置く。

令和5年3月2日

伊万里市長 深浦弘信



| 漁港名   | 所在地       | 区域  | 物件 |
|-------|-----------|---|----|
| 波多津漁港 | 伊万里市波多津町辻 | 北防波堤C先端と波多津防波堤先端を結んだ線、波多津東側イの1物揚場南端と波多津西側口の6物揚場南端を結んだ線及び陸岸により囲まれた水域 | 船舶 |